

南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱

令和4年3月31日改正

福介要綱第18号

南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱（平成31年健福要綱第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき地域介護予防活動支援事業として南部町（以下「町」という。）が実施する南部町ご近所ふれあいサロン助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、町に居住する65歳以上の者（以下「高齢者」という。）を含む地域住民の身近で気軽な住民主体の通いの場（以下「サロン」という。）の活動を支援することにより、高齢者の社会参加と生きがいつくり、心身の健康と自立生活の維持、要介護状態となることの予防及び地域における住民相互の支え合いの体制づくりを目的として実施する。

（事業内容）

第3条 町は、サロンの普及を推進するため、サロンを開設する団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 町は、サロンを開設する団体等に対し、開設に向けた相談指導、事例紹介、技術的なアドバイス及び必要に応じた職員の派遣等の支援を行う。

（対象団体）

第4条 助成金交付の対象は、5人以上の住民等で構成され、組織及び運営に関する規約を定める地域団体であり、かつ、次条に規定するサロンを開設するもの（以下「開設団体」という。）とする。

2 前項に規定する開設団体には、住民が組織するNPO法人を含み、社会福祉法人及び営利企業は含まない。

（サロンの要件）

第5条 この要綱において助成の対象とするサロンは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす活動とする。

- (1) すべての町民を参加対象者とし、特別な事情がある場合を除き参加を希望する町民をすべて受け入れること。
- (2) 参加対象者に対し、チラシ等により参加を呼び掛け、65歳以上の高齢者をはじめ、障がい者、子育て中の親、その子ども等、幅広い世代の参加者を募集すること。
- (3) サロンの開設場所（以下「開催場所」という。）は、地区の集会所や公共施設、空き店舗又は個人宅等とし、継続開催が可能であり、かつ、参加者が徒歩で通うことに配慮した適切な場所を選定すること。
- (4) サロンの参加者数は開催1回あたり原則5人以上とし、65歳以上の高齢者を必ず含むこと。
- (5) サロンの開催は、毎週1回の開催を目標とするが、最低でも月1回以上開催すること。
- (6) サロンの開催時間は、1回あたり2時間以上とする。
- (7) サロンの活動内容は、体操、会食、茶話会、認知症予防、趣味活動など参加者の希望による多様な活動を行うものとし、特定の活動に限定せず、誰もが自由に参加できる内容とすること。
- (8) サロンの開催時間中は、原則1人以上の従事者が常駐すること。
- (9) サロンの活動状況を明らかにするため、次の事項を南部町ご近所ふれあいサロン活動日誌（様式第10号）に記録すること。

ア 開催日時

イ 参加者数

ウ 活動内容

エ 金銭の収支状況

- (10) サロンの参加状況の把握のため、参加者及び従事者の氏名、年齢及び性別が記載された南部町ご近所ふれあいサロン参加者名簿（様式第15号）を作成すること。
- (11) サロンの開催日の開始時刻までに、開設場所である施設の入口など外部から見えやすい場所にのぼり旗又は看板を掲示してサロンが開催されていることを周知し、終了時刻にこれを撤収すること。

（飲食物の提供等）

第6条 サロンにおける飲食物の提供は茶菓のみとし、酒類は提供しないものとする。

- 2 サロンにおける調理実習に係る食材料費及び会食に伴う弁当代等は全額個人負担とし、参加者から徴収するものとする。

(禁止事項)

第7条 サロンにおいて、次の各号に掲げる活動又は行為を行うことは禁止する。

- (1) 政治的活動
- (2) 宗教的活動
- (3) その他、参加者の意思に反する行動を強要する行為等

(安否確認)

第8条 開設団体は、開催日ごとの参加者の出席状況を把握し、事情の知れない欠席者がある場合は電話又は訪問等により安否確認を行うものとする。

2 前項の場合において安否不明の者があった場合は、速やかに欠席者の家族又は親戚等支援者「以下「家族等」という。」へ連絡するとともに、南部町地域包括支援センターへ報告しなければならない。

3 第1項の場合において傷病者を発見した場合は、必要に応じて直ちに救急通報するなど適切な初期対応を行い、速やかに家族等へ連絡するとともに、南部町地域包括支援センターへ報告しなければならない。

(安全確保等)

第9条 開設団体は、開設場所の環境整備や参加者の安全確保に配慮するとともに、サロン開催中に参加者等に事故があった場合の対応方針を定めて参加者へ周知し、必要に応じて損害保険等に参加するなどの対策を講じなければならない。

(助成金)

第10条 助成金は拠点整備費助成金及び運営費助成金とし、その内容はそれぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 拠点整備費助成金は、サロンの開設にあたり必要な建物の改修及び備品の購入に要する経費について、開設初年度において、別表1に定める交付基準額の範囲内において助成する。ただし、本事業以外の補助金等の交付を受ける場合は、本事業以外の補助金等の金額を除いた経費を助成する。
- (2) 運営費助成金は、別表1に定めるサロンの運営のために要する経費について助成する。ただし、本事業以外の補助金等の交付を受ける場合は、本事業以外の補助金等の金額を除いた経費を助成する。

(拠点整備費助成金の交付申請)

第11条 開設団体は、拠点整備費助成金の交付を受けようとするときは、開設から6カ月以内に初年度に、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 助成対象経費に係る見積書

(拠点整備費助成金の交付決定)

第12条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は速やかに拠点整備費助成金の交付額の決定を行い、南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金交付決定通知書（様式第2号）により開設団体に通知するものとする。

2 拠点整備費助成金の交付額は、別表1に定める交付基準額又は助成対象経費の見積額のいずれか低い額とする。

(拠点整備費の助成金の実績報告)

第13条 拠点整備費助成金の交付決定を受けた開設団体は、交付決定を受けた日の属する年度内の期間において、助成対象経費の実支払額の確定後速やかに、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金実績報告書（様式第3号）

(2) 領収書の写し等、助成対象経費の実支払額がわかる書類

(拠点整備費助成金の確定)

第14条 町長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに拠点整備費助成金の確定額の決定を行い、南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金確定通知書（様式第4号）により、開設団体へ通知するものとする。

(拠点整備費助成金の請求及び交付)

第15条 前条に規定する助成金確定通知書を受けた開設団体は、南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、拠点整備費助成金を交付するものとする。

(拠点整備費助成金の概算払)

第16条 開設団体は、第12条に規定する交付決定後に拠点整備費助成金の一部又は全部を概算払いにより交付を求めることができるものとする。

2 前項の規定により概算交付を受けようとする開設団体は、南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の請求書を受理したときは、拠点整備費助成金を概算交付するものとする。

4 拠点整備助成金の概算払済額が確定額を超える場合には、開設団体はその差額を返還しなければならない。

5 前項の場合、町長は開設団体に対し南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金返還請求書（様式第6号）により返還を請求するものとする。

（拠点整備費助成金の返還）

第17条 開設団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、町長は拠点整備費助成金にかかる決定を取り消し、既に交付した拠点整備費助成金の返還を求めることができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさないと認められる場合
- (2) 第7条に規定する活動又は行為が行われたと認められる場合
- (3) 第8条に規定する事項を怠った場合
- (4) 拠点整備費助成金の確定額が、概算交付された拠点整備費助成金の交付額に満たなかったとき
- (5) その他、この要綱によるサロンの目的又は趣旨にそぐわないと認められる場合

2 開設団体が、開設日から3年以内にサロンを閉鎖した場合は、次の各号に掲げるいずれかの区分により拠点整備費助成金の一部を返還しなければならない。

- (1) 開設期間が1年以内の場合は交付額の75%
- (2) 開設期間が1年を超え2年以内の場合は交付額の50%
- (3) 開設期間が2年を超え3年以内の場合は交付額の25%

3 前項に規定する開設期間は、サロンの開設日から最終開催日までの期間とする。

4 第1項又は第2項の規定に該当したときは、町長は開設団体に対し南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金返還請求書（様式第6号）により拠点整備費助成金の返還を請求するものとする。

（運営費助成金の交付申請）

第18条 開設団体は、運営費助成金の交付を受けようとするときは、開設初年度にあっては開設日の属する月の末日まで、2年目以降の実施年度にあっては4月末までに、南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金交付申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（運営費助成金の交付決定）

第19条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は速やかに運営費助成金の交付額の決定を行い、南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金交付決定通知書（様式第8号）により開設団体に通知するものとする。

（運営費助成金の実績報告）

第20条 運営費助成金の交付決定を受けた開設団体は、3月末までに助成対象経費の実支払額を確定し、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 南部町ご近所ふれあいサロン実績報告書（様式第9号）
- (2) 南部町ご近所ふれあいサロン活動日誌（様式第10号）
- (3) 領収書の写し等、助成対象経費の実支払額がわかる書類
（運営費助成金の確定）

第21条 町長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに運営費助成金の確定額の決定を行い、南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金確定通知書（様式第11号）により開設団体へ通知するものとする。

（運営費助成金の請求及び交付）

第22条 前条に規定する助成金確定通知書を受けた開設団体は、南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前条の請求書を受理したときは、運営費助成金を交付するものとする。

（運営費助成金の概算払）

第23条 開設団体は、第19条に規定する交付決定後に運営費助成金の交付額の7割に相当する額（千円未満切り捨て）を概算払いにより交付を求めることができるものとする。

2 前項の規定により概算交付を受けようとする開設団体は、南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の請求書を受理したときは、運営費助成金を概算交付するものとする。

4 運営費助成金の確定額が、運営費助成金の概算払済額を上回る場合は、開設団体は南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金請求書（様式第12号）を町長へ提出し、追加交付を受けることができる。

5 運営費助成金の概算払済額が確定額を超える場合には、開設団体はその差額を返還しなければならない。

6 前項の場合、町長は開設団体に対し南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金返還請求書（様式第13号）により差額の返還を請求するものとする。

（運営費助成金の返還等）

第24条 開設団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、町長は運営費助成金にかかる決定を取り消し、既に交付した運営費助成金の返還を求めることができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさないと認められる場合
- (2) 第7条に規定する活動又は行為が行われたと認められる場合
- (3) 第8条に規定する事項を怠った場合
- (4) その他、この要綱によるサロンの目的又は趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項の規定に該当したときは、町長は開設団体に対し南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金返還請求書（様式第13号）により助成金の返還を請求するものとする。

（職員派遣依頼）

第25条 開設団体は、必要に応じて町に対し、介護予防、健康づくり等に資する講話及び運動指導などを行う保健師又は栄養士等（以下「保健師等」という。）の派遣を依頼することができる。

2 前項に規定する保健師等の派遣の年間回数の上限は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開設初年度は6回まで（ただし、6回に満たない場合は、残りの回数を翌年度に繰り越すことができるものとする。）
- (2) 開設2年目以降は年2回まで

3 開設団体は、第1項に規定する保健師等の派遣を依頼しようとするときは、派遣を希望する日の20日前までに南部町ご近所ふれあいサロン支援保健師等派遣依頼書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による派遣の依頼を受けたときは、内容を審査のうえ派遣の可否を決定し、その旨を口頭で通知するものとする。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱の規定は、令和4年度以降の助成金から適用し、令和3年度分までの助成金については、なお従前の例による。

別表 1

助成金の区分	助成対象経費	交付基準額
拠点整備費 助成金	サロンの開設にあたり必要な次に掲げる経費のうち、町長が必要と認めるもの (1) 建物の改修費用 (2) 備品の購入費用	100,000円 (初年度のみ交付、3年以上使用できる場合に限る)
運営費助成金	サロンの運営のために要する次に掲げる経費のうち、町長が必要と認めるもの (1) 報償費（講師謝礼等） (2) 光熱水費（使用料及び賃借料に含まれない場合のみ） (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 燃料費 (6) 通信運搬費 (7) 損害保険料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 備品購入費 (10) その他町長が必要と認める経費	以下に定める基本額及び加算額に実施回数に乗じて得た額の合計額とする。ただし、 合計額が200,000円を超える場合は200,000円を上限とする。 1. 基本額 1回あたりの平均実施時間数により次のいずれかの額 (1) 2時間以上～4時間未満は 2,500円 (2) 4時間以上は 3,000円 2. 参加者数による加算額 1回あたりの平均参加者数により、15人以上は1,000円

＜注意点＞

「運営費助成金」の助成対象経費の(1)報償費については、外部講師に限る。

(2)光熱水費及び(5)燃料費は、領収書等の金額を、サロン開催日とそれ以外の用途で会場を使用した日の割合で按分して算出する。ただし、上記の算出方法によることが困難な事情がある場合は、別表2で定める標準単価により算出した額をもって、助成対象経費の実支出額とすることができる。

食糧費については、対象外とする。

別表 2

助成対象経費の区分	内容	要件等	標準単価
(2) 光熱水費	ア. 電気料金	照明などの家電機器の電気使用料金	370円/時間 (上限76,000円/年)
	イ. 水道料金	手洗い等に要する水道料金	500円/回 (上限26,000円/年)
	ウ. ガス料金	湯茶の提供のための給湯に要する経費として、実際に使用する給湯設備の種類(ガス、電気等)に関わらず適用する。	550円/回 (上限2,420円/月)
(5) 燃料費	暖房に要する費用	4月及び10月から3月までの期間、実際に使用する暖房機器の燃料等の種類(灯油、ガス、電気等)にかかわらず適用する。	140円/時間

※この標準単価を使用して運営費助成金の交付を申請する項目については、領収書等の金額による助成金の精算は行わないものとする。

様式第1号（第11条関係）

南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）南部町長

申請者 団体の名称

所在地

代表者氏名

南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1. 申請内容	年度南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金 ※開設初年度のみ申請可
2. 開設年月日	(初回開催日) 年 月 日
3. 申請金額	円
4. 添付書類	助成対象経費に係る見積書

5. 収支予算書

(1)収入の部

科目	予算額	備考
1. 助成金		拠点整備費助成金
2. その他		
合計		

(2)支出の部

科目	予算額	備考
1. 建物の改修費用		
2. 備品の購入費用		
合計		

様

南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった助成金については、南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第12条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

南部町長



記

1. 交付内容	年度南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金
2. 支出見込額	円
3. 交付基準額	円
4. 交付決定額	円
[付記] 1. 交付決定を受けた年度内において、助成対象経費の実支払額の確定後速やかに、次の書類を町長に提出すること。 (1) 南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金実績報告書（様式第3号） (2) 領収書又はその写しなど、助成対象経費の実支払額がわかる書類 2. 助成対象経費実支払額が概算交付助成金額に満たなかったときは、その差額を町に返還すること。 3. 開設日から3年以内にサロンを閉鎖した場合は、拠点整備費助成金の一部を町に返還しなければならない。 ただし、令和元年度の申請特例を適用した場合は、第16条第2項に規定する年数に1年加え算定するものとする。	

様式第3号（第13条関係）

南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金実績報告書

年 月 日

（あて先）南部町長

申請者 団体の名称

所在地

代表者氏名

南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 助成金	年度南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金	
2. 実績	① 助成対象経費の実支払額	円
	② 既交付額（概算交付）	円
	③ 超過交付額（①－②）	円
3. 添付書類	領収書又はその写しなど、助成対象経費の実支払額がわかる書類	

4. 収支予算書

(1)収入の部

科目	決算額	備考
1. 助成金		拠点整備費助成金
2. その他		
合計		

(2)支出の部

科目	決算額	備考
1. 建物の改修費用		
2. 備品の購入費用		
合計		

様

南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金確定通知書

年 月 日付で報告のあった助成金の精算について、南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第14条の規定により下記のとおり交付額を確定したので通知します。

年 月 日

南部町長



記

1. 交付内容	年度南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金
2. 既交付額	円
3. 確定交付額	円
4. 返還額	円
[付記]	

様式第5号（第15条、第16条関係）

南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金請求書

南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第15条、第16条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1. 請求内容	年度南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金						
2. 請求区分	<input type="checkbox"/> 精算払い <input type="checkbox"/> 概算払い						
3. 請求金額	円						
4. 振込先							
金融機関	銀行 金庫 組合 農協			本店 支店 出張所			
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

年 月 日

（あて先）南部町長

申請者 団体の名称

所在地

代表者氏名

印

様

南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した助成金について、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

南部町長



記

1. 請求金額	円
2. 請求内容	年度南部町ご近所ふれあいサロン拠点整備費助成金
3. 返還理由等	<input type="checkbox"/> 交付額の確定による超過交付金の返還 ① 既交付額 円 ② 確定交付額 円 ③ 返還請求額 (①-②) 円
	<input type="checkbox"/> 南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第 条 第 項の規定による返還 (具体的な理由及び算定方法)
4. 納入期限	年 月 日
5. 納入方法	別添の納付書にて金融機関又は役場窓口にて納入してください。

南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）南部町長

申請者 団体の名称

所在地

代表者氏名

南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第18条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1. 助成金の名称 年度南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金

2. 助成申請金額 _____ 円

3. 実施計画書

サロン名称	
主な活動内容	<input type="checkbox"/> 体操・運動（ 定期 ・ 不定期 ） <input type="checkbox"/> 会食 <input type="checkbox"/> 茶話会 <input type="checkbox"/> 認知症予防 <input type="checkbox"/> 趣味活動 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開催日	<input type="checkbox"/> 毎週・毎月の 曜日・日 <input type="checkbox"/> その他（ ）
実施時間	1回当たり平均 時間（ : ~ : ）
年間回数	延べ 回（予定） うち、会食の実施 回（予定）
参加者数	1回当たり平均 人（見込）
保健師等 派遣依頼	回（予定）※開設初年度は6回まで、2年目以降は2回まで

4. 収支予算書

(1)収入の部

科 目	予算額	備 考
1. 助成金		運営費助成金
2. その他		
合 計		

(2)支出の部

科 目	予算額	備 考
対象経費		
1. 報償費		
2. 光熱水費		
3. 消耗品費		
4. 印刷製本費		
5. 燃料費		
6. 通信運搬費		
7. 損害保険料		
8. 使用料及び賃借料		
9. 備品購入費		
対象外経費		
1. 食糧費		
合 計		

様

南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった助成金については、南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第19条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

南部町長



記

1. 交付内容	年度南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金
2. 交付基準額	
①基本額	円× 回＝ 円
②参加者数による加算額	円× 回＝ 円
③計（①＋②）	円
3. 交付決定額	円（上限200,000円）
[付記] ※概算交付決定額 _____ 円 運営費助成金の概算交付を受けようとする場合は、概算交付額（交付決定額の7割（千円未満切り捨て））を南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金請求書（様式第12号）により請求することができる。	

様式第9号（第20条関係）

南部町ご近所ふれあいサロン実績報告書

年 月 日

（あて先）南部町長

申請者 団体の名称

代表者氏名

南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第20条の規定に基づく実績報告書を次のとおり提出します。

1. サロン名称	
2. 主な活動 内容	<input type="checkbox"/> 体操・運動（ 定期 ・ 不定期 ） <input type="checkbox"/> 会食 <input type="checkbox"/> 茶話会 <input type="checkbox"/> 認知症予防 <input type="checkbox"/> 趣味活動 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3. 開催日	<input type="checkbox"/> 毎週・毎月の 曜日・日 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4. 実施時間	1回当たり平均 時間（ : ~ : ）
5. 年間回数	延べ 回 うち、会食の実施 回
6. 参加者数	1回当たり平均 人
7. 参加費	回・月・年につき 円

8. 収支報告		
収入		
区分	金額	摘要
助成金	円	運営費助成金
その他	円	
	円	
	円	
	円	
①収入計		円
支出 ※助成対象経費のみ記入してください		
区分	金額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
②支出計		円
③差引収支 (=②-①)		円
9. 交付基準額		
④基本額	円×	回=円
⑤参加者数による加算額	円×	回=円
⑥計 (④+⑤)		円
⑦概算交付基準額		円 (上限200,000円)
10. 確定交付額 (②と⑦のいずれか低い方)		円
11. 既に交付を受けた概算交付額		円
12. 過不足額	<input type="checkbox"/> 追加交付額	円
	<input type="checkbox"/> 返還額	円
13. 添付書類	(1) 領収書又はその写しなど、助成対象経費の実支払額がわかる書類 (2) 南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金請求書 (様式第9号) ※追加交付金を請求する場合のみ	

様

南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金確定通知書

年 月 日付で報告のあった実績に基づき、南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第21条の規定により下記のとおり交付額を確定したので通知します。

年 月 日

南部町長



記

1. 交付内容	年度南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金		
2. 交付基準額			
①基本額	円×	回＝	円
②参加者数による加算額	円×	回＝	円
③計（①＋②）			円
④確定交付基準額			円
3. 実支払額	円		
4. 確定交付額	円		
5. 既交付額	円		
6. 過不足額	<input type="checkbox"/> 追加交付額	円	
	<input type="checkbox"/> 返還額	円	

様式第12号（第22条、第23条関係）

南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金請求書

南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第22条、第23条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1. 請求内容	年度南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金							
2. 請求区分	<input type="checkbox"/> 概算払い		<input type="checkbox"/> 追加交付			<input type="checkbox"/> 精算払い		
3. 請求金額	円							
4. 振込先								
金融機関	銀行 金庫 組合 農協			本店 支店 出張所				
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

年 月 日

（あて先）南部町長

申請者 団体の名称

所在地

代表者氏名

印

様

南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付額決定した
助成金について、下記のとおり返還を請求します。

年 月 日

南部町長



記

1. 請求金額	円
2. 請求内容	年度南部町ご近所ふれあいサロン運営費助成金
3. 返還理由	<input type="checkbox"/> 交付額の確定による超過交付金の返還 ① 既交付額 円 ② 確定交付額 円 ③ 返還請求額 (①-②) 円
	<input type="checkbox"/> 南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第 条 第 項の規定による返還 (具体的な理由及び算定方法)
4. 納入期限	年 月 日
5. 納入方法	別添の納付書にて金融機関又は役場窓口にて納入してください。

様式第14号（第25条関係）

南部町ご近所ふれあいサロン支援保健師等派遣依頼書

年 月 日

（あて先）南部町長

申請者 団体の名称

代表者氏名

南部町ご近所ふれあいサロン助成事業実施要綱第25条の規定に基づき、次のとおり保健師等の派遣を依頼します。

1. サロン名称		
2. 開設場所	名 称	
	住 所	
3. 開設年月日	（初回開催日） 年 月 日	
4. 依頼年度	年度 （ <input type="checkbox"/> 開設初年度 <input type="checkbox"/> 2年目以降 ）	
5. 依頼回数	回目 ※開設初年度は6回まで、2年目以降は2回まで	
6. 依頼日時	年 月 日 : ~ :	
7. 依頼内容		

様式第15号（第5条関係）

南部町ご近所ふれあいサロン参加者名簿

サロン参加者					実施月日				
No.	氏名	性別	生年月日	年齢	/	/	/	/	/
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
参加者合計人数									